

指定講習機関に関する規則第五条第五号の規定に基づき、国家公安委員会が指定する講習を定める件（平成十四年国家公安委員会告示第三十六号）  
（傍線の部分は改正部分）

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）<br/>第五条第五号の規定に基づき、国家公安委員会が指定する講習を次のように定める。</p> <p>自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修又は取<br/>消処分者講習指導員（一般）研修</p> | <p>指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）<br/>第五条第五号の規定に基づき、国家公安委員会が指定する講習を次のように定める。</p> <p>自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修</p> |